

毎週火、金曜日発行（但休日に当る日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 健康保険法等に基く現物給与の標準価格の改正
  - 道路の位置の指定
  - 土地改良事業の認可
  - 土地改良区の成立
  - 土地改良区役員の退任及び就任
  - 業務関係監視員証の無効
  - 土地改良区役員の退任
  - 土地改良区役員の住所の変更
  - 土地改良事業計画書の縦覧
  - 種畜証明書の書換交付
  - 種畜の廃用
  - 定期種畜検査の実施
  - 家畜等の導入による寒冷地農業振興対策事業実施地域
  - 農地等の交換分合計画の認可
- ◇告示、教委告示 米子南高等学校の設置者の変更

## ◇教委規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正

## ◇公告

鳥取県教育研究所規程の一部改正  
准看護婦試験合格者  
昭和三十四年度林業改良指導員資格試験の実施  
あん摩師、はり師、きゆう師試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条及び日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条の規定に基く報酬の全部又は一部が金銭以外のものである場合の標準価格を次のとおり定め、昭和三十四年四月一日から適用し、昭和三十二年四月鳥取県告示第二百八号（健康保険法等に基く現物給与の標準価格）は、廃止する。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 食事の給与 一人一月につき 一千九百五十円  
 〃 一日につき 六十五円  
 朝食一食につき 十五円  
 昼食 〃 二十五円  
 夕食 〃 〃

一 住宅の提供 畳一畳一人一月につき 五十円  
 一 被服の給与 一人一月につき 二百五十円

鳥取県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり昭和三十四年四月七日道路の位置を指定した。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名  
 鳥取市行徳一五三番地 西原保明

二 道路の位置の指定場所

鳥取市行徳字鳥羽屋田西一五三番地四  
 三 道路の幅員及び延長  
 幅員 四メートル  
 延長 四八メートル

鳥取県告示第七十四号

岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十四年四月三日認可した。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十五号

次に掲げる者から申請のあつた土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、昭和三十四年三月三十日成立した。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者の氏名 申請者の住所 土地改良区名  
 妹尾 義弘 西伯郡岸本町小町 小町土地改良区  
 ほか十五名

中根 徳治 〃 立岩 立岩土地改良区  
 ほか十四名

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、有富土地改良区から次のように役員の退任及び就任の届出があつた。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 有田 寿男 鳥取市有富二五八  
 〃 山本 治人 〃 四二九  
 〃 木下 定彦 〃 二六一  
 〃 木村 義幸 〃 二五一  
 〃 本多 勇蔵 〃 二七〇

就任した役員の氏名及び住所

理事 有田 寿男 鳥取市有富二五八  
 〃 木下 定彦 〃 二六一  
 〃 木村 義幸 〃 二五一  
 〃 河田 一堯 〃 二六三ノ二  
 〃 有田 治恵 〃 二七七ノ一  
 〃 奥井 英敏 〃 中村一三七  
 〃 小松 寿春 〃 八九  
 〃 谷本 孫市 〃 三八三  
 〃 橋崎善太郎 〃 三二八

有田 治恵 〃 二七七ノ一

田川 庄市 鳥取市中村二〇八

山本 義雄 〃 一一〇

谷本 孫市 〃 三八三

橋崎善太郎 〃 三二八

監事 東岡 俊春 鳥取市有富二〇〇

田川 幸市 〃 中村一六八ノ一

橋崎 繁昌 〃 二九二ノ一

本多 勇藏 " 有富二七〇  
 監事 東岡 俊春 " 二〇〇  
 " 田川 幸市 " 中村一六八ノ一  
 " 橋崎 繁昌 " 三九二ノ一  
 昭和三十四年二月十一日設立總會において総選挙の結果当選し、二月十一日就任、任期二年。

証票種別	番号	交付年月日
一 葬事法第四十九条の規定による臨検票	一〇九	昭和三十三年八月一日
二 毒物及び劇物取締法第十条による立入検査票	一三四	同右
三 麻薬取締法第五十三条の規定による立入検査票	五	昭和三十三年九月十八日
四 大麻取締法第二十一条による立入検査票	五	同右

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員

鳥取県告示第七十七号  
 次〇証票は、盗難にかかつた旨の届出があつたから事故發生の日以降無効とする。  
 昭和三十四年四月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

有効期限	盗難にかかつた年月日	所属	職名	氏名
いずれも交付年月日から一年間である	昭和三十三年三月二十六日	厚生労働部衛生課	事務吏員	松本 重光

の退任の届出があつた。

昭和三十四年四月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

北野土地改良区  
 理事 小原 安治 倉吉市北野  
 湖東大浜土地改良区  
 理事 入江 昶 鳥取市大工町頭  
 " 渡辺 政治 " 馬場町

鳥取県告示第七十九号

北野土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の仕事について次のように変更する旨届出があつた。

昭和三十四年四月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 監事 高見米太郎  
 旧住所 倉吉市中河原二区  
 新住所 " 小鴨二〇八番一二地

鳥取県告示第八十号

昭和三十四年一月三十日付で穴鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする農道事業については、審

査の結果、その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十四年四月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間  
 昭和三十四年四月七日から同年四月二十六日までの二十日間とする。  
 二 縦覧場所  
 東伯郡三朝町大字穴鴨 穴鴨土地改良区事務所

鳥取県告示第八十一号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。  
 昭和三十四年四月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 昭三三岩一第一二九号  
 第五スプリング  
 ホープリング  
 ジエマイマ  
 品名 品 種  
 ホルスタ  
 イン種  
 田飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名  
 岩手県岩手郡雫石町 鳥取県東伯郡赤碓町  
 小岩井農場 鳥取県種畜場

鳥取県告示第百八十二号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 昭三三鳥取一第六一号  
 名号 寿広  
 品種 黒毛 和種  
 飼養者住所氏名 鳥取県東伯郡東伯町種子鶴一

鳥取県告示第百八十三号

定期種畜検査は、次のように実施される。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度定期種畜検査日程

第一班	第二次検査	検査日	検査場	検査地	家畜の種類	摘要
第一次検査	第二次検査	四月十三日	鳥取市	吉方	鳥取家畜市場	和牛、乳牛、豚
"	"	四月十六日午前九時	鳥取市	吉方	鳥取家畜市場	和牛、乳牛、豚
"	"	午後一時	岩美郡	岩美町	浦富	"
"	"	午後一時	鳥取市	古海	古海	"

第一班	第二次検査	検査日	検査場	検査地	家畜の種類	摘要
第一次検査	第二次検査	五月十日	西伯郡	名和町	名和家畜市場	和牛、馬、めん羊、山羊、豚
"	"	五月十三日午前九時	西伯郡	名和町	名和家畜市場	和牛、馬、めん羊、山羊、豚
"	"	午後一時	大山町	所子家畜保健衛生所	"	"
第二班		五月十五日	八頭郡	船岡町	船岡	和牛は新願牛のみとする
"	"	五月十六日	若桜町	若桜家畜検診場	"	"
"	"	五月十七日	船岡町	船岡家畜市場	"	"
"	"	五月十八日	用瀬町	用瀬	"	"
"	"	五月十九日	智頭町	智頭	"	"
"	"	五月二十日	倉吉市	倉吉	"	和牛は新願牛のみとする
"	"	五月二十一日	東伯郡	東伯町	東郷家畜検査場	"
"	"	五月二十二日	東伯郡	東伯町	浦安家畜市場	"
"	"	五月二十三日	東伯郡	赤碓町	赤碓	"
"	"	五月二十四日	東伯郡	赤碓町	赤碓	"
"	"	五月二十五日	鳥取郡	鳥取種畜牧場	鳥取種畜牧場	"
"	"	五月二十六日	鳥取郡	鳥取種畜場	鳥取種畜場	"

"	"	十四日午前九時	"	淀江町
"	"	午後一時	境港市	竹内
"	"	十五日午前九時	西伯郡	西伯町
"	"	十六日	"	岸本町
"	"	十七日	米子市	勝田町
"	"	十八日	日野郡	溝口町
"	"	午後一時	"	江府町
"	"	十九日午前十時	"	伯南町
"	"	二十日九時	"	根雨町

"	"	淀江家畜市場	"
"	"	余子家畜検査場	"
"	"	法勝寺家畜市場	"
"	"	岸本	"
"	"	米子	"
"	"	溝口	"
"	"	江尾	"
"	"	三栄	"
"	"	根雨	"

鳥取県告示第百八十四号

昭和三十三年度の家畜及びトラクターの導入による寒冷地農業振興対策事業実施地域が次のとおり追加指定された。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農林漁業地域名	和牛	農家群名
伯仙町地域	一般開拓	浅山開拓地区農家群

鳥取県告示第百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第七項の規定により、日野郡江府町農業委員会から申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業委員会名	申請年月日	認可年月日
日野郡江府町農業委員会	昭和三十四年三月二十六日	昭和三十四年三月三十一日

鳥取県・鳥取県教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

昭和三十四年四月一日から米子高等学校の設置者を次のとおり変更した。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 新旧設置者
  - 新 米子市
  - 旧 学校法人米子高等学校
- 二 認可年月日
  - 昭和三十四年三月三十日

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表、社会教育課の項中「指導係」の下に、「視聴覚教育係」を加える。

第三条管理課の分掌事務第六号及び第七号中「小学校及び中学校」の下に「並びに市町村立高等学校」を加える。

第三条高校教育課の分掌事務第十三号の次に次の二号を加える。

十四 育英事業に関すること。

十五 市町村立高等学校の設置及び廃止並びに管理運営の指導に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則

鳥取県教育研究所規程（昭和三十二年二月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二 教育関係職員の研修に關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和三十四年三月施行の准看護婦試験に合格した者は、

次のとおりである。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破

二 朗

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 神波 玲子 | 神波 迪子 | 花木 和子 |
| 林 俊子  | 山本八重子 | 牧田寿賀子 |
| 田尾 恒子 | 横山須美子 | 清山 章子 |
| 松本 幸  | 八木 芳子 | 大田 幸江 |
| 岩本 慶子 | 松原 幸恵 | 笹原 明子 |
| 後藤 栄子 | 足立 洋子 | 昌原 美春 |
| 岡本 和子 | 奥田美智子 | 梶村 和代 |
| 神田 幸美 | 岸下弥栄子 | 田辺 幸子 |
| 谷本 順子 | 野津 節江 | 林 利子  |
| 長谷川英香 | 房安 千春 | 船本 光江 |
| 村田多美子 | 山根恵美子 | 山内紀代子 |
| 菅井 淳子 | 横川 広子 | 松原 満代 |
| 船津 君子 | 増田 越江 | 斉藤 和子 |
| 三好 慶子 | 大塚万亀子 | 勝部 敬子 |
| 新田美穂子 | 石川 和枝 | 仕立 辰代 |

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 永見多希恵 | 岩森 京子 | 道根 一江 |
| 竹口 祥子 | 戸田 登子 | 米田美保子 |
| 佐々木敏江 | 赤木婦美子 | 木村シゲヨ |
| 鹿島万記子 | 川上 縫子 | 仲田多記子 |
| 今嶋 弘子 | 橋本 厚子 | 浜田智恵乃 |
| 岡村美恵子 | 大岡 早苗 | 加藤みつ子 |
| 兼光 久代 | 河上 久子 | 米川 幸子 |
| 吉田 道子 | 米橋 紀子 | 玉野 愛子 |
| 谷口 幸子 | 谷口 栄  | 田中喜美子 |
| 中谷 絹枝 | 上田 静枝 | 松島 富枝 |
| 前田 和子 | 牧野 久栄 | 藤原 法子 |
| 小谷 積恵 | 北村 宣江 | 平井小百合 |
| 寺坂 春子 | 武良 蘭子 | 平井 雅子 |
| 谷口知与子 | 大江 昭子 | 平野 幸江 |
| 道家 洋子 | 中嶋 栄  | 西尾美知子 |
| 中村 郁子 | 平岩 淑子 | 鳥羽早智子 |
| 片桐 瑞穂 | 杉谷 照代 | 小森 仁子 |
| 神在 正枝 | 浜辺 勝枝 | 岩崎 良子 |

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 清水 慶子 | 岩崎 英子 | 高杉 初子 |
| 足立 和代 | 美柑 峰子 | 菅沢 幸子 |
| 吉田 島子 | 河津 美子 | 渡辺 栄子 |
| 岩浅富美子 | 伊藤 郁枝 | 野口 弘美 |
| 宮本 早苗 | 西山 貞子 | 丸山 今江 |

計 一四四名

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第二条の規定により、昭和三十四年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受験資格

（一）学校教育法による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校に

おいて、林業に関する正規の課程を修めて、卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六年文部省令第五十四号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(二) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定

に合格した者で、卒業又は検定合格後、当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に於ける林業に関する技術についての普及又は指導奨励

（注）  
 前二号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達する者

前三号に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認めたる者

受験資格(四)により認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(別記第一号様式)に次の書類を添え、昭和三十四年五月五日までに知事に提出すること。

- (一) 履歴書(別記第三号様式)
- (二) 最終学校卒業証明書

二 試験実施方法

(一) 受験願書の受付期間

昭和三十四年四月二十三日から昭和三十四年五月十八日まで(最終日の消印があるものは有効)

(二) 受験願書の受付場所

鳥取市東町 鳥取県経済部林務課

(三) 試験の期日

昭和三十四年六月六日午後一時三十分から昭和三十四年六月七日午前九時から

(四) 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県立西高等学校校舎

(五) 試験の項目

1 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

2 筆記試験は、学校教育法(昭和二十三年法律第二十六号)による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行う。

3 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

三 出願書類

(一) 受験願書(別記第二号様式)

(二) 履歴書(別記第三号様式)

(三) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(四) 受験資格を有する者である職歴証明書(別記第四号様式)

(五) 写真(最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

四 受験手数料

(一) 受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。  
 (二) 既納の手料は還付しない。

鳥取県知事 殿		氏 名 ㊦	
別記第三号様式		履 歴 書	
本籍	現住所	氏(ふりがな) 年 月 日生 名	
学 歴		卒業年次	学校名及び専攻科目
年 月	年 月		所在地
職 歴		勤務期間	勤務場所
至自 年 月 年 月	至自 年 月 年 月		職 名
			業務内容

  

賞 罰		右のとおり相違ありません	
年 月 日		右 氏 名 ㊦	
別記第四号様式		職 歴 証 明 書	
職 名		氏(ふりがな) 年 月 日生 名	
試験研究に従事した期間及び勤務場所 教育に従事した期間及び勤務場所 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所 右相違ないことを証明する			
年 月 日			

五 合格者の公表

試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し、合格証書を交付する。

六 その他

(一) 試験に關し不正行為があつた場合は、試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(二) 試験に關する詳細については、鳥取県経済部林務課又はもよりの山林事務所に照会のこと。

なお、郵便で照会の場合は返信料を同封すること。

別紙第一号様式(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍

現住所

氏(ふりがな) 年 月 日生 名

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者で

あることの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

別記第二号様式(日本標準規格B5)

受験願 書

収入証紙 ちよう付 ら

本籍

現住所

氏(ふりがな) 年 月 日生 名

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右



昭和三十四年三月二十三日及び二十四日に施行したあん摩師、はり師、きゆう師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十四年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

あん摩師試験合格者

受験番号

氏 名

- 一 松本こう
- 二 梅田晃昌
- 三 松岡義人
- 四 中村治
- 五 海山浩俊
- 六 長谷川正道
- 七 渡辺清子
- 八 福田稔秋
- 九

所属長 職名

氏

名 ㊟

はり師試験合格者

受験番号

氏 名

きゆう師試験合格者

受験番号

氏 名

- 一 瀬戸口盛重
- 二 由田稔
- 三 山本博行
- 四 山本博行
- 五 田村親恵

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行日 火、金

発 行

鳥取県鳥取市東町取 印刷所